

シャイロックの時代のユダヤ人

—— スパラートとリヴォルノ ——

はじめに

標題にあるシャイロックとは、一五九六—一五九七年の作というシェイクスピアの『ヴェニスの商人』に登場する、あのユダヤ人である。彼は、ユダヤ人を軽蔑してやまないヴェネツィアの商人、アントーニオの身体の一部を担保に、その友人に三千ドゥカートもの大金を貸してやる。このシャイロックの時代、すなわち一六世紀末期から一七世紀初期には、イタリア諸国はいずれも社会・経済的に困難な状況にあり、そこからの脱却を必死に模索していた。その一環としてユダヤ人を誘致し、国際商業の振興、財政収入の確保、貧民融資の遂行などのために利用したのである。したがって、ユダヤ人なら誰

齊 藤 寛 海

でもよいのではなく、役に立つユダヤ人が対象となった。シェイクスピアの意図がなんであれ、選択肢がきわめて限られている中で、軽蔑されつつ人々に利用されるシャイロックは、この時代のイタリアのユダヤ人を象徴している。

本稿の目的は、わが国では従来ほとんど知られていない、この時代のイタリアでユダヤ人が果たした、あるいは果たさせられた具体的な役割について考察することである。言い換えれば、彼らのその役割を検討して、そこに反映するイタリア諸国の社会・経済状況を考察する準備作業をおこなうことである。ところで、当時のイタリアのユダヤ人の歴史に関する欧米での研究は、特定の地域・主題に偏るとはいえかなりあるが、しかし彼らが果

たした役割については、まだ均衡のとれた全体像は出現していない。その理由の一つは、やや乱暴な言い方をすれば、ユダヤ人を社会の構成要素としては「方法的に」排除してきた従来のイタリア史研究と、それと表裏一体の関係にある、イタリアの各ユダヤ人共同体についての多少とも閉鎖的な歴史研究という、二つの研究がまだ十分に接合されていないことだろう。本稿では、ユダヤ人を抜きにしては語れないスパラートとリヴォルノにおいて、彼らが果たした具体的な役割について考察してみたい。

1 セファルディム

スペインにおける一四九二年のユダヤ教徒追放令により、その一部はコンベルソとして残留し、一部が改宗を拒否して出国したが、一説によると約二〇万人の出国者のうち、約一二万人がポルトガルに移住したという。そのポルトガルでも一四九七年にはユダヤ教徒が追放された⁽¹⁾。同国からの出国は海路以外にはなく(スペインはユダヤ教徒の入国を禁止)、短期間の輸送には限界があったので、多数が強制的な改宗を受け入れた。これらの追

放令は多数のコンベルソを生んだが、一三九一年のスペインのポグロム以降、すでにコンベルソは多数生まれており、彼らにはキリスト教徒として、地位や財産を築き上げていた者が少なくない。いずれにせよ、コンベルソには、真のキリスト教徒になった者、改宗は名目だけの隠れユダヤ教徒、さらに「両方の宗教を同時に実践」する「独自の宗教傾向」をもつ者、の三者があったらしい。一四八〇年以降、スペイン各地に異端審問所が設置されると、真のキリスト教徒になった者でさえ、信仰を疑われて処刑されることがあったという。信仰を外から判断することは難しく、コンベルソは多かれ少なかれ隠れユダヤ教徒であるという認識が普及した。その結果、コンベルソの家系の者は要職から排除されるという、「血の純潔」の原則が一六世紀中葉以降のスペインで確立する。コンベルソは、このような社会内追放を受け、また異端審問の恐怖から完全に免れることは困難だったので、亡命者が跡を絶たなかった。ポルトガルはスペインのコンベルソの最大の亡命先となり、そこで彼らの一部は金融業や胡椒取引により大きな富を貯えたが、一五三五年以降そのポルトガルにも異端審問所が設置されると、多

数が同国をも後にした。一五八〇年に両国が同君連合のもとに置かれると、ポルトガルでも異端審問が苛酷になり、そこからの亡命の波は高まった。

周知のように、ドイツ語圏に起源をもつユダヤ人がアシュケナジムとよばれるのに対し、イベリアに起源をもつユダヤ人はセファルディムとよばれる。では、イベリアを後にしたセファルディムはどこに移住したのか。⁽²⁾ マグリブには多数が移住し、活発な経済活動を展開した。トルコは彼らを歓迎したので、多数がトルコ領のバルカンや小アジアなどに移住した。スペイン支配時代に商業が活発となったネーデルランドは、イベリアから遠く、そこでは素性を隠せたので、アントヴェルペンやさらにはアムステルダムにも移住した。宗教改革が成功した地域では、公然たるユダヤ教徒として居住しうることになり、アムステルダムでは一六〇二年（一説には一五九一年）以降彼らの共同体が存在した。このアムステルダムを起点として、やがてはハンブルク、デンマーク、イギリスにも拡散していく。ポーランド王国（一五六九年にリトワニア大公国を統合）では、一六世紀以降ユダヤ人は所領の経営・管理能力を買われて貴族階級と結び付き、

初期にはアシュケナジムが優勢だったが、セファルディムも進出した。このように各地に拡散したセファルディムは、彼ら同士を結ぶネットワークを利用して、遅かれ早かれ国際商業に進出していく。

イタリアにおけるユダヤ人の移住は、イベリア両国の動向はもちろん、イタリア各国の動向によっても左右された。⁽³⁾ 一四九二年にはスペイン直轄領土のシチリアでも、パレルモなど幾つかの大都市の反対にもかかわらず、⁽⁴⁾ 本國と同時にユダヤ人が追放された。彼らの最大の避難先ナポリ王国では、一四九四年（フランス軍侵入による混乱）、一五〇四年（スペイン直轄支配の成立）以降、ほとんどのユダヤ人が出国した。また教皇国家でも、反ユダヤ人政策が強行された一五五六年、六九年、などには多数が移動した。一方、北部・中部の諸国にはユダヤ人誘致策をとるものが多く、アンコーナ、ヴェネツィア共和国、トスカーナ大公国（フィレンツェ共和国は、一五三二年にフィレンツェ公国となり、一五五七年にシエーナ共和国を併合して、一五六九年にトスカーナ大公国となる）、それに幾つかの小国、すなわちフェッラーラ公国、マントヴァ公国、ピエモンテ公国、などの誘致策が

知られている⁽⁵⁾。したがって、イタリアにおけるユダヤ人移住の波は、スペインの支配する南部から、中部・北部に向かった。この中部・北部の諸国でも、ときには内部の事情により、ときにはスペインや教皇の圧力などにより、彼らを追放・圧迫することがあったので、移住の様相は複雑かつ流動的であったが、イタリアでは各国が一斉に彼らを追放するということはなかった。

積極的な誘致策の対象となったのは、有益だと思われるユダヤ人、すなわち資本、技術、国際的ネットワークをもつセファルディムであり、それをもたないイタリア系およびアシケナジムではない。しかし、セファルディムといっても均質ではなく、イタリアのキリスト教徒側の史料には、その諸類型を微妙な陰影とともに表現する言葉が多数見られるという⁽⁶⁾。新キリスト教徒(ユダヤ教へ再改宗したイベリア出身者)、マラーノ(スペイン語で「豚」、新キリスト教徒の蔑称)、レタツリアート(「割礼した者」、意味は新キリスト教徒と同じ)、旧セファルディム(数世代にわたるイタリア居住者)、新改宗セファルディム(最近キリスト教に改宗した旧セファルディム)、スペイン系・ポルトガル系(両者は単なる地

理的・言語的な区別以上の意味をもち、前者は洗礼を受けていない者を、後者は受けた者を示唆)、東方ユダヤ人(トルコの安全通行券をもつトルコの従属民、さらに洗礼を受けたことのない完全な経歴をもつユダヤ教徒を示唆)。ただし、東方ユダヤ人は、西方ユダヤ人と対比されて次のようにも説明される。イベリアから追放された後、数世代にわたって東方(トルコ、シリア、エジプト、など)に居住し、慣習・衣装・宗教儀式において東方化した者をいう。しかし、それだけではなく、追放後マグリブ(モロッコ、アルジェリア、チュニジア、など)に居住した者をも含んでいうことが多く、この場合には要するに、イスラム圏からきたセファルディムをいう。西方ユダヤ人は、イベリアから直接に移住してきた者で、当時は事実上すべてが隠れユダヤ教徒であり、公然たるユダヤ教徒になることを希望していた。いずれにせよ、これらの言葉の意味は、曖昧さが付き纏っているだけではなく、時と所に応じて微妙に変化しており、また概念用語として使用される場合でも、研究者間に厳密な合意があるとは思われない。

2 スパラスト

一六世紀のヴェネツィアは深刻な商業危機に陥った。レヴァント商業におけるアンコーナとラグーザ（ドゥッロヴニク）の飛躍的な発展⁽⁸⁾により、ヴェネツィアの地位が動揺したのが一因である。ラグーザは、トルコ支配下に発展したバルカン内陸路の最大の出入口となり、対岸のアンコーナは、一五一四年にイタリア都市としては最初にトルコの従属民に商業特権を与え、二〇年代には国際的な商業都市へと発展した。アンコーナの事実上の独立（名目上は教皇に従属）は、一五三二年の教皇軍の軍事占領により失われたが、教皇は市民の支持と財政収入をえるために、三四年に「すべての外国商人」に同市での居住と取引の自由を保証した。しかし、その実質的な対象はトルコ領内のセファルディムであり、彼らとアンコーナのセファルディムとが連携しておこなう商業がその目的だった。一五四〇年代前半には、アントヴェルペンから「陸路で」輸送される商品（重要であり、史料がある）は、ヴェネツィアよりもアンコーナに多く送られた。また、おそらくこの前後には、ラグーザ船団の総積

載量がヴェネツィア船団のそれに追いついたり、追い越したりすることもあった、といわれている。とはいえ、アンコーナの商業も順風満帆ではない。教義に厳格な教皇パウルス四世は、一五五五年に従来の寛容路線を転換し、ユダヤ人を各都市のゲッターに隔離したが、翌五六年には先述の保証を取り消すとともに、隠れユダヤ教徒を二四人以上焚殺した。これに抗議したトルコ領内のユダヤ人は、団結してアンコーナとの取引を一時排斥した。異端審問を強化した教皇ピウス五世は、六九年にアンコーナとローマを除く教皇国家の全領域からユダヤ人を追放した。一五八〇年代以降になると、キリスト教徒社会において、ユダヤ人の経済的役割への評価が高まり、ヴェネツィア、トスカーナ大公国、などが積極的なユダヤ人誘致策を展開すると、教皇もユダヤ人排斥政策を続けることはできなくなった。紆余曲折を経て九四年には、ユダヤ人にもアンコーナでの居住と取引の自由を保障し、彼らの商品の関税を完全に免除した。一七三二年に自由港となったアンコーナは、ヴェネツィアの地位を最終的に崩壊させた⁽⁹⁾。

さて、ヴェネツィアでは、アシケナジムを主体とし

たユダヤ人の市内居住は嚴重に制限され、彼らの海上商業への参加は禁止されていた。⁽¹⁰⁾しかし、富裕者を含む多数のユダヤ人が一五〇九年にカンブレール同盟戦争から市内に避難したことを契機として、一五一三年、一五年の措置により、彼らは海軍や国立造船所などの資金となるユダヤ人税を国庫に支払う代わりに、市内に居住して主に貧民相手の金融業と古物商を営む許可をえた。とはいえ、一般の反感が強かったので、一六年に彼らはゲット・ヌオヴォとよばれた地区(ゲット・ヌオヴォ、すなわち「新しい鑄造所」があった)に隔離された。(ちなみに、一五四〇年頃多数が移住してきたセファルディムを隔離するために、四一年にゲット・ヴェッキオ地区が指定され、一六三三年にはゲット・ノヴィッシモ地区が、ユダヤ人新移住者に割り当てられた。)ヴェネツィアの貴族・準貴族以外がレヴァント商業など、アドリア海外との商業に直接参加することを禁止した原則は一五二四年以前にトルコの従属民にそれを事実上承認したことによって緩和された。この措置は、トルコ領内でヴェネツィアが商業特権をもつための交換条件であったが、トルコの従属民となっているセファルディムによっ

て多いに利用された。⁽¹¹⁾一五三七四〇年のトルコとの競争により、ヴェネツィアの商業は妨害されてアンコーナの商業が繁栄したが、四一年にはその対策として、一部商品の関税免除などと並んで、「巡歴する」東方ユダヤ人に対しても海上商業への直接参加権などが保証された。四八年にヴェネツィアは、トレント公会議を契機とする教皇の反ユダヤ人政策に追隨して、隠れユダヤ教徒の西方ユダヤ人を多数追放したが、その他のユダヤ人はそのままにしておいた。

一五七〇―七三年のトルコとのキプロス戦争を契機として浮上した反ユダヤ人感情により、七一年にユダヤ人が追放され、戦後七三年には帰還が承認されたが、以後アシケナジムのおこなう金融業の性格が変化した。すなわち、ヴェネツィアのユダヤ人共同体が政府との契約(condotta)に基づいて義務としておこなう金融業は、担保物と引換に一件につき三ドゥカートまでの金額を、年利五%という(当時としては)異常な低利で貸し出すことを義務づけられた。この利子収入では経営費用(家賃など)さえまかなえず、この時点でユダヤ人金融業は、私人が利潤追求を目的とするものから、ユダヤ人共同体

が連帯責任においてヴェネツィアの一般住民、とりわけ貧民の救済に奉仕させられるものとなった。言い換えれば、政府が同市に設置しなかった公益質屋の役割を押し付けられたのである。それでも運営できたのは、以前の定期的なユダヤ人税が廃止されてその分だけ負担が軽減されたこと、共同体の内部でレヴァント商業からえた利益の一部を運営資金に回したこと、などによるものといわれる。⁽¹³⁾ 八〇年代には、四八年に追放された西方ユダヤ人が帰還した。彼らの多くはフェッラーラ公国に避難していたが、七八一八一年に教皇とスペインの圧力により同国から追放されると、再びヴェネツィアに移住したのである。八九年には、西方ユダヤ人は、東方ユダヤ人と並んでレヴァントへの直接参加権を与えられるが、九八年には上記の運営資金をアシケナジムと連帯して負担する以外には、負担金を恣意的に課されることはない⁽¹³⁾とされた。九一年には、「巡歴する」東方ユダヤ人（六ヵ月までしか滞在できない）が、定住するユダヤ人と同様に上記の運営資金を負担させられるのは不当だとして政府に抗議した結果、東方ユダヤ人の内部に区別がなされた。すなわち、現実には「家族とともに住居を構えてい

る」者はそれを負担するが、トルコの従属民である「巡歴する」者はする必要がなくなった。⁽¹⁴⁾ アシケナジムは一六一一年ないし一二年に、上記の両種ユダヤ人と同様のレヴァント商業への参加権を要請したが、政府はこれを許可せず、無許可のままそれに参加してきたアシケナジムに公的な許可がおりたのは、一六三四年である。⁽¹⁵⁾ ユダヤ人が、ゲットーに隔離され、金融業の運営を押し付けられたにせよ、市内居住権を獲得し、また徐々に拡大したのは、ヴェネツィア人の同情と理解によるものではない。貧民救済の必要が切迫したこと、また困難に直面し、衰退している商業を彼らの手を借りて立て直す必要があったからである。

一六世紀末以降のヴェネツィアのレヴァント商業は、スバラート（スプリット）の指定市場を抜きにしては語れない。⁽¹⁶⁾ この指定市場（*scala*、英語 *scale*）は、ラグーザに対抗するためにヴェネツィアが、一五九〇年に自国領土ダルマツィアの都市スバラートに設置したものである。設置を提案したのは、イベリア生まれのユダヤ人ダニエル・ロドリゲス（ダニエーレ・ロドリガ）で

ある。彼は一五四九年にアンコーナに現れた後、ラグーザ、ヴェネツィア、ダルマツィア、ボスニアを転々とし、バルカン各地でトルコの役人や市場に定着したユダヤ人と知り合い、七〇年にアンコーナに戻ったが、七三年には奴隸となったトルコ人の解放を交渉するためにヴェネツィアを訪れた。以後三〇年以上にわたり、商業の発展に関して多くのことをヴェネツィア政府に提案したが、その中心は指定市場の設置と、ユダヤ人商人への特権賦与である。一五七六年末ないし七七年初には、ウスコックの活動圏外にあるスパラートを免税通過の指定市場にし、ラグーザの商業をそこに引き寄せて奪うこと、その協力への見返りにヴェネツィア領内のユダヤ人に商業特権を賦与することを提案した。(ウスコックとは、セルボ・クロアチア語で「逃亡者」を意味し、一五二六年のモハッチの戦いの後、トルコの圧迫によってフィウメ(リエカ)ーザラ(ザダール)間の海岸地帯に逃げ込み、ハプスブルク家の保護下に海賊行為をおこなったスラブ系の集団であり、ヴェネツィアは長い間この海賊に悩まされた。)指定市場の設置は、七七年一〇月に元老院で承認されたがその後一〇年強の間実施は放置され、

またユダヤ人への特権賦与はなんの進展もなかった。⁽¹⁷⁾ ドリーグスは、その後何回も政府にさまざまな提案をした。八九年には、家族とともにヴェネツィアに居住している「東方、西方、その他のユダヤ人」に広範な特権を賦与する、という内容の特許状の草案(テクスト)を提出し、当局はこれに積極的に応えた。すなわち、ヴェネツィアの商業を強化しうる新移民に魅力的な条件を提供してこそ、その商業は拡大できるのであり、そうしなければ、かってイベリアからの追放者が多額の資本とともに東方に移住し、その土地の商業を強化してヴェネツィアに大損害を与えたが、その繰り返しとなる。ユダヤ人はトルコ領内にいき、同国の従属民となった上でヴェネツィアにきて、ヴェネツィアがこの従属民に与える特権の恩恵をえているのが現状だから、西方ユダヤ人やその他のユダヤ人に特権を与えるからといって、特権が広がってヴェネツィア商人により以上の損害を与えることにはならない。世界情勢の変化に起因する現在の商業事情のゆえに、彼らに特権を賦与することが望ましい。以上の見解をもった当局(商務五人委員会)は、「東方、西方、その他のユダヤ人」を「東方、西方のユダヤ人」と

するなど、少し修正したものを法案として提出し、元老院は同八九年に賛成一〇、反対一一、棄権一三で可決した。この特許状により「西方ユダヤ人」は、上述のように、レヴァントとの海上商業への直接参加権をえたが、このようなことはヴェネツィア史上まったく先例がない。⁽¹⁸⁾ というのは、ヴェネツィアの貴族・準貴族以外は、それをえるには厳しい要件（二五年間のヴェネツィア居住など）が求められたし、トルコの従属民（東方ユダヤ人など）がそれをもつのは、両国間の交換条件だったからである。この例外を認めたのは、ユダヤ人商人が果たす役割の重要性を政府が認めた証拠である。一六三六年には、居住するユダヤ人への課税の意志の有無を問われた当局は次のように答えている。彼らの負担を増加すると、彼らは東方ユダヤ人とともにラグーンやアンコーナに、また西方ユダヤ人とともにリヴォルノに移住してしまうことになる、⁽¹⁹⁾と。

スパラートに話を戻そう。ヴェネツィアの元老院は、ロドリゲスの提案を受けて八〇年に、ガレー船一隻をスパラートとの往復にあて、もう一隻をウスコック監視のため同港に配備することを決議してはみたものの、指

定市場の設置計画は結局見送られた。しかし八八年には、ウスコックの活動の激化も一因となってこの計画が再浮上し、八九年には、計画の実施をめぐる政府とロドリゲスの合意が成立した。その背後には、ユダヤ人などのバルカン商人とトルコの地方当局者とが、ラグーン人に對抗して直接にイタリア市場と結び付こうとする動きがあった。九〇年六月二〇日に、同年七月一日以降スパラートに指定市場を設置する、という法案が元老院を通過した。⁽²⁰⁾ これにより、ロマニアからスパラート経由でヴェネツィアに輸入される低価商品 (robbe grosse) の入関税は全額免除、高価商品 (robbe sottile) は半額免除となり、一方ヴェネツィアからスパラート経由でトルコ領内に輸出される米や石鹼の出関税は全額免除となった。さらにロドリゲスの要請により、東方・西方ユダヤ人はともに、新たに移住してくる場合と、スパラートを五年以上も前に退去した者が帰還する場合とは、完全に免税とされた。九一年には、スパラートで荷積するのはヴェネツィアとの間を往復する護衛船付きのガレー商船だけに限定され、またバルカンからヴェネツィアに輸出される商品はスパラートを經由するようにするため、

それ以外のラグーザなどからヴェネツィアにくる船舶には課税された。トルコ側も、積荷確保のために道路整備やキャラバン編成に配慮したので、インドやペルシアからの商品も、危険な海路を避けてスバラート経由で輸入されるようになり、⁽²¹⁾一六世紀末には、スバラートとの取引がヴェネツィアにとりきわめて重要なものになった。

一六二六年におけるスバラートからの(正規の)入荷量二万五千柄は、絶対量においても、ヴェネツィアの(海上からの)入荷量全体(二五年に一〇万柄)に占める割合においても、最高点を記録した。⁽²²⁾一七世紀末までスバラートを經由する商業はヴェネツィアの経済を潤したが、この市場と商業とを支配したのは、トルコの従属民との取引においてヴェネツィア人のように不利な条件をもたないユダヤ人であった。⁽²³⁾

とはいえ、ユダヤ人が、ヴェネツィアのレヴァント商業全体を独占することはなかった。彼らの商品は、ウスコックや聖ヨハネ騎士団のようなキリスト教徒海賊からとくに狙われたので、彼らは一六四〇年頃までは主にアドリア海内部で商業に従事し、それ以後との海上商業においては進出は制限されていた。一五九二—一六〇九年

間に地中海で難破した、ヴェネツィアと取引関係にある船舶・積荷のデータによれば、ユダヤ人は、難破船の船舶持分の所有者二千人以上のうちでは三—四%を占めるだけであったが、ヴェネツィア—イスタンブル間を輸送される商品のうちでは約一〇%を取り扱っていた。⁽²⁴⁾ユダヤ人は、商品に比べて船舶をもつことは少なかったようであるが、いずれにせよこの数字は名義上だけのものであり、現実にはもっと多かった可能性がある。一六三八年には、ヴェネツィアのあるユダヤ人が次のように記している。ユダヤ人がヴェネツィアの商業において果たす主要な役割は、北欧・西欧のユダヤ人が発送する商品(とりわけアムステルダムからの商品を念頭においているらしい)をヴェネツィアに引き付け、トルコ領内のヴェネツィアの公的代表がいらない諸市場と取引することである。西方よりの船舶は、ジェノヴァ、リヴォルノ、チヴィター・ヴェッキア、ナポリ、メッシーナ、ラグーザおよびアンコーナに寄港するが……ヴェネツィアには寄港しようとするしない。しかし、西方にいるユダヤ人がリヴォルノより遠方のイタリアのユダヤ人とする取引は、彼らが上記の各地では地歩を固めたり居住したりしていない

ので、ヴェネツィアにおいてしかできない。リヴォルノは、過去数年間の穀物取引による大損失のせい、そこから「一時的に」ユダヤ人が大々的に逃げ出してしまった。諸外国にいる多数のユダヤ人は、自分でヴェネツィアくることがさまざまな理由によりできないが、その代りに自分の商品の大部分を当市の「ユダヤ人」住民宛てに送ってくるので、ユダヤ人のおこなう商業を過小評価してはならない。⁽²⁵⁾

3 リヴォルノ

トスカーナ大公コジモ一世は、大公位をもらうために教皇の歓心を買った結果、一五七〇年に旧フィレンツェ領内におけるユダヤ人の金融業を禁止し、フィレンツェを除く領内からユダヤ人を追放して、残留希望者は新たに設置するフィレンツェのゲットーに隔離することにした。翌七一年には、旧シエーナ領を対象とする同一内容の措置がとられたので、ここに大公国内のユダヤ人は、フィレンツェとシエーナのゲットーに隔離されることになった。⁽²⁶⁾ ユダヤ人への打撃は大きく、彼らの収入は著しく減少し、国外への移住が見られた。残留ユダヤ人は、

古着・古物などの取引や、少なくともシエーナの場合にはさらに煙草、火酒、紙の専売請負など、いずれにせよ金融業以外の活動で生活することになった。ここにいたるまでの、トスカーナにおけるユダヤ人の状況を一瞥しておこう。一四〇六年にフィレンツェは、領内住民を金融業者の被害からまもるという理由で、キリスト教徒業者には詳細な規制を加え、ユダヤ人は領内から追放した。しかし、ユダヤ人がいなければ住民は生活できない、と領内の諸コミュニネが強く反発した結果、追放令は同年内に撤回された。⁽²⁷⁾ このような事例は一回だけではない。多くの都市や村落がユダヤ人誘致策を展開していたが、それはフィレンツェが支配領域に苛酷な財政負担を課し、またその有力者の多くがフィレンツェに移住した結果、残された住民は困窮し、多数がユダヤ人金融業者に依存したからである。貨幣の蓄蔵の少ない小都市、農村、集落ほど、彼らが必要とした。とはいえ、その営業規模は一般に小さく、大規模なものでも、フィレンツェのキリスト教徒商人のおこなう国際的な金融業に比べれば、まったく取るに足らないほどの規模のものであった。⁽²⁸⁾ ユダヤ人金融業者は、現地当局との契約に基づいて、当該都

市や村落の住民以外にはより高い利率を適用したので、どの都市や村落も「自己の」ユダヤ人をもとうとした。

一方、フィレンツェでも、一五世紀には貧富の格差が拡大して、困窮した貧民は多数がユダヤ人金融業者へ依存するようになったが、政府は、利潤追求を目的とする私企業たる金融業者から貧民をまもるために、貧民救済を目的とする公益質屋を一四九五年に創出した。しかし、その運営のための公的支出は政府財政を圧迫したので、その役割は十分には果たされず、その後もユダヤ人金融業者の活動が減退することはなかった。ちなみに、上記の一五七〇、七一年の措置以前にも、政府は一五二七年に、市内・領内でのユダヤ人の金融業を禁止する法令を出している。⁽²⁹⁾ユダヤ人金融業者の存在については、彼らが都市や農村の貧民の困窮を緩和してその反乱・暴動への傾斜を抑制し、他方ではキリスト教徒の資金を金融業以外の名譽ある事業(教会は「高利貸し業」を断罪)に投資しうる状況を創出した、といわれているが、このことはトスカーナだけに限られた現象ではない。⁽³⁰⁾

さて、ユダヤ人誘致の舞台となったリヴォルノは、現在ではフィレンツェに次ぐトスカーナ第二の都市である

が、中世には単なる小集落でしかなく、一六世紀後半以降トスカーナ大公たちによって港湾・商業都市として計画的に建設され、その保護のもとに大発展を遂げた近世都市である。まずその発展を簡単に紹介しておこう。⁽³¹⁾ピサとリヴォルノの間は、近代になって干拓・排水事業が進展するまで、広大な入江・沼沢地が広がっていた。河口に近いピサは土砂の堆積により港機能が低下し、一四世紀初期には大型船舶はポルト・ピサーノ(ピサから約一六キロメートル南の入江に面した)に入港したが、後者もまもなく土砂の堆積にままわれ、一五世紀初期にはその近隣のリヴォルノの外海に面した港が用いられた。

フィレンツェは、一四〇六年にピサを、二一年六月にリヴォルノを支配下に置いたが、同二一年一二月に海事庁(Consoli del Mare)をピサに設置し、リヴォルノを国有ガレー商船団(翌二二年から七八年まで活動)の基地とした。商業都市ピサとその外港リヴォルノは、内陸水路、海路、道路で緊密に結ばれた。コジモ一世(一五三七年にフィレンツェの統治者、六九年に初代トスカーナ大公)は、一五四〇年代以降リヴォルノの港機能の拡大に極力努め、第二代大公フランチェスコ一世(一五七四

一八七)は、七六年五月に建築家ブオンタレンティによる都市計画案が完成すると、同年六月にリヴォルノ建設事務所 (ufficio della fabbrica di Livorno) を設置し、七七年には新市壁の建設に着工させ、八〇年には移住者への免税その他の特権賦与を布告した。(八五年に天正遣欧少年使節はリヴォルノに上陸し、「代官の案内で改めて御自慢の港を見物」したが、上陸の翌日には馬車でピサに行ってそこで大公より歓迎され、五日後にピサからフィレンツェに発ったといふ⁽³²⁾)。第三代大公フェルディナンド(一五八七—一六〇九)は、都市計画案を一五九四年に修正し、その実現に努力したので、彼の時代に都市の基本構造が出現し、第四代大公コジモ二世(〇九—一一二)のもとで、二〇年に新防波堤(通称メディチ防波堤)が一応完成し、海港面積が飛躍的に拡大した。二〇年代には都市建設における公的投資が大幅に後退し、以後は私的投資の割合が次第に拡大していく。リヴォルノの人口は、一四二七—三〇年(第一回カタスト)に四一三人、一五九一年に五三〇人、九二年に九〇〇人、一六〇一年に三一一人、〇九年に五〇四六人、二二年に九一〇三人、であるといふ⁽³³⁾。一六〇一年には、建設事務

所の監督官の調査によると、軍人、港湾・建築労働者、小商人が多いが、大商人はきわめて少なく、その多くはまだピサに居住していたといふ。しかし、リヴォルノは、イタリアの経済が全般にかつ急激に衰退していく一七世紀において、ここだけが例外的に飛躍的な発展をとげる。同世紀には、オランダ、イギリス、フランスの経済が発展し、地中海にもこれら諸国の船舶が進出してきたが、リヴォルノはその最大の、さらには指定された寄港地となつて、衰退するイタリアの経済とではなく、発展する北西欧の経済と結合したのである。このリヴォルノの発展にとり、とりわけ一五九三年以降の発展開始期には、濃密な商業的ネットワークをもつ移住ユダヤ人の活躍が唯一ののではないが、不可欠の原因であつた、といわれている⁽³⁴⁾。

コジモ一世は、少なくとも一五四七—四八年以降、ピサ・リヴォルノ地域へ移住するユダヤ人など外国人には、事実上(非公然と)免税などの特権を賦与することを認めたが、いづれも大した効果はなかつた。コジモ一世とフランチェスコ一世が提示したこのような特権は、とりわけユダヤ人の誘致を目的とするフェルディナンド一

世の、一五九一、九三、九五年の特許状において模倣され、一段と拡大された。⁽³⁵⁾九一年特許状は現実には発効せず、それを修正したのが九三年特許状であり、この両者がとりわけ西方・東方ユダヤ人、すなわちセファルディムを対象としたのに対し、九五年特許状は直前にミラーノを追放されたアシケナジムとイタリア系ユダヤ人を対象とした。九三年特許状は、「リヴォルノ憲章」(Livornina)という通称で著名であり、その対象は、形式的には前文にある「東方「ユダヤ」人、西方「ユダヤ」人、スペイン人、ポルトガル人、ギリシア人、ドイツ人、イタリア人、「その他の」ユダヤ人、トルコ人、モロッコ人、アルメニア人、ペルシア人、およびその他の人々」であるが、実質的には本文の記述内容から容易に判明するようにユダヤ人、とりわけセファルディムである(通常アシケナジムが営業する(貧民相手の)金融業と古着商の営業が禁止されている)。移住者は、過去に国外で犯した犯罪と、国外における債務から免責され、信仰の自由が保証された。信仰生活を可能にするために、キリスト教への強制改宗の禁止、ユダヤ教の儀式執行の自由、ユダヤ人の祝祭日の遵守、ユダヤ教の書物保持の

自由、ユダヤ教の教義にしたがって処理した肉の供給、墓地所有の自由、嫌がらせからの保護、などが保証された。金融業と古着商とを除くあらゆる職業、とりわけ「大規模な商業」をおこなうことが承認され、その活動を可能にするために、領内各地・海外各地との取引・通行の自由、通関手数料の特権的な処置、海上保険金の受領手続の明示、不当差し押さえからの保護、破産時の賠償義務の限定などと並んで、商品の受取が容易にできるように「用船料、陸上輸送料、為替、その他の諸経費の支払いに充てるための資金」一〇万(ないし一千、憲章第八条の記述には二系統ある)スクードがユダヤ人共同体に貸与される。キリスト教徒も同様に支払うガベツラ(間接税を中核とする雑税)以外は、すべてのものから免税とされ、遺産相続の自由、不動産購入の自由、なども保証される。ユダヤ人の共同体には内部裁判権が承認され、これを中核として共同体が運営される。このような広範な特権を享受する要件としては、ユダヤ人共同体から構成員として認知されること、ピサないしリヴォルノに住居をもつこと、があげられている。そして、「フイレンツェやシエーナに住むユダヤ人に課せられている

納付金、服従義務、法令、規約は、……貴方がたにはこれを課さない(第五条)」、両市のユダヤ人とは違って貴方がたは「キリスト教徒たちから識別するための、いかなる標識も身につける必要はない(第二九条)」として、ゲットーでの隔離的生活や、屈辱的な識別目印の携行を強制しない。ユダヤ人でも、セファルディムを中核とするリヴォルノとピサのユダヤ人は、アシケナジムおよびイタリア系を中核とするフィレンツェとシエーナのユダヤ人とは、法的にまったく別の取扱を受けている。前者は、まさしく特権的な処遇をえたのである。

この一連の特許状を契機として、外国および周辺地域からの移住が促進されたが、外国人の中ではユダヤ人の割合がもっとも多く、リヴォルノの全人口に占めるユダヤ人口の割合はかなり高かったと思われる。ユダヤ人の場合を例にとると、一七世紀初期まではピサへの移住が多かったが、一六〇九—一三年に形成されたリヴォルノのユダヤ人共同体が一四年にピサの共同体から独立してから、リヴォルノへの移住が増大したのみならず、ピサのユダヤ人もリヴォルノへ移住し、リヴォルノの共同体がピサの共同体を人口・経済の両面で凌駕していく。同

時に、この共同体の独立以降、リヴォルノのユダヤ人宛船荷に関する記録(裁判文書や陳述書など断片的な内容のもの)が出現するが、ここには海外のセファルディムなどと取引するユダヤ人大商人の活動が記されている。⁽³⁷⁾

リヴォルノのユダヤ人口は、ある研究によると、一五七〇年にゼロ、一六〇一年に一三四人(内一五歳以上七七人)、(一〇三年には「ユダヤ人通り」が存在)、二二二年に七一人、三三年に七〇〇人、四二年に一一一五人、四五年に一二五〇人、であるという。初期の移住者は、キリスト教徒の場合、貧民や犯罪者が多く、多かれ少なかれ公認された密輸業者や海賊も混じっていた。ユダヤ人の場合、職人や小商人が主体であり、大商人の活動が開始されるのは上記のように一六一〇年代頃以降である。

西方のイギリス人、フランス人、オランダ人、ドイツ人、フランドル人、などの居留民団の領事が出現するのは一六二二年以降、東方のギリシア人、トルコ人、ラグーザ人、マグリブ人、アルメニア人、などが来住するのは二〇—四〇年以降であった。リヴォルノのユダヤ人が取引する地域は広範にわたり、北西欧も含まれていたが、とりわけ東地中海とマグリブに集中していた。中でもリヴ

オルノとマグリブとの商業は、リヴォルノに移住してきたユダヤ人によって開拓されたものらしい。⁽³⁹⁾ 取引内容は、各種の商品取引のほか、為替取引、海上保険、海上商業への金融(cambio maritimo)があった。一六六〇年代以降、取引地域と取引品目を拡大し、リヴォルノの行政においても、要求や請願などによって、彼らに不利・有害な法律・協定が出現しないように画策した。来港船舶の船長には、イギリス、ドイツ、フランス人の名前も見られ、商品が北西欧からも輸入されたことを示している。居住するユダヤ人には、西方ユダヤ人、東方ユダヤ人、イタリア系ユダヤ人・アシケナジムがいたが、トスカリーナ出身のユダヤ人は少数に留まった。リヴォルノでは、この西方・東方ユダヤ人からなるセファルディムが、人数、資産、組織、事業能力において、とりわけ人数では圧倒的に優越しており、そのユダヤ人共同体は、セファルディムの有力者を中心とする寡頭政的構造をもっていた。⁽⁴⁰⁾ ちなみに、一六五五年のユダヤ人共同体的規約はポルトガル語で作成されている。⁽⁴¹⁾ リヴォルノとピサには、フィレンツェやシエーナとは異なってゲットーがなく、ユダヤ人の集住地区はあったが、それは自然発生的

なものであった。リヴォルノでは「ユダヤ人を殴る方が大公を殴るよりもっと危険」という民衆の軽口が示すように、ユダヤ人は、同時代のイタリアでは比肩するものがない自由(信仰、人権、取引、自治・裁判権)をもち、他所のユダヤ人とは社会的なありかたにおいて大きく乖離していく。リヴォルノのユダヤ人の最盛期は一八世紀であるが、ヴェネツィアは一七三二年に、ナポリは一七四〇年に、自国経済を立て直すためにリヴォルノのユダヤ人を誘致しようとした。⁽⁴²⁾ どちらも失敗に終わったとはいえ、このことは彼らの盛況を物語っている。

おわりに

シャイロツクの時代、トスカリーナ大公国には、古い都市のゲットーで細々と古着を取引するユダヤ人と、新しい都市の海港で盛大に国際商業に参加するユダヤ人との、対照的な二種類のユダヤ人がいた。ヴェネツィアでも、市内のそれぞれ別々のゲットーに居住する、二種類のユダヤ人を識別することができる。すなわち、古い時代からあった貧民相手の金融業を営むユダヤ人と、新しく参加を認められた国際商業に進出した(東方・西方)ユダ

ヤ人とである。いずれにおいても、国際商業に参加するのはセファルディムが主体であり、金融業や古着商を営むのはアシケナジムが主体であった。イタリアに比較的新しく登場したセファルディムは、アシケナジムのもたない、資本、技術、そして各地に広く分散したセファルディム同士のネットワークをもっていたのである。

ヴェネツィアにおいて、西方ユダヤ人が東方ユダヤ人と並んでレヴァント商業への直接参加権をえたのは一五八九年、スバラートに指定市場が設置されたのは翌九〇年。トスカーナ大公国において、「リヴォルノ憲章」が発布されたのは一五九三年、そしてまもなくリヴォルノの基本構造が出現する。この一五九〇年代は、イタリア中部・北部にとっては危機の時代であり、その現象としては次のものがある。⁽⁴³⁾ 商工業の衰退と失業の増大、飢饉の連続と穀価の上昇、軍事支出の増大と重税。商工業から土地・公債とりわけ土地への資本の移動、商人貴族から地主貴族への変質、官職購入の進展。高物価・低賃金による貧困の増大、失業、都市への人口移動、都市・農村における犯罪の増加、処罰の厳格化、慈善組織の拡大。そして、政府による社会再建への積極的努力、政府の活

動範囲の拡大。すなわち、政府がセファルディムを誘致し、彼らを利用して商業の再建・振興の手段としたのは、とりわけ九〇年代に深刻化した危機的状况への積極的な対策だったのである。⁽⁴⁴⁾ ここで問題となるのは、ヴェネツィアやフィレンツェという従来の典型的な商業国家が、その国際商業部門の再建・振興に、ユダヤ人の力を借りなければならぬところまで追い詰められてきている、ということである。この時代を大きな転換点として、両国とも商人貴族の時代は急速に終わりに向かう。

主要参考文献

- Baron, Salo Wittmayer, *A Social and Religious History of the Jews*, 2nd ed., Vol. 14, Chapter LX-Italian Conformity, New York and London, 1969.
- Ben-Sasson, H. H., 'The Middle Ages', in, Ben-Sasson, H. H., ed., *A History of the Jewish People*, 9th ed., Cambridge-Massachusetts, 1994 (1st original ed., Tel Aviv, 1969).
- Cassandro, Michele, *Gli ebrei e il prestito ebraico a Siena nel Cinquecento*, Milano, 1979.
- Cassandro, Michele, *Aspetti della storia economica*

e sociale degli ebrei di Livorno nel Seicento, Milano, 1983.

Davidson, N. S., Northern Italy in the 1590's, in, Clark, Peter, ed., *The European Crises of the 1590's-Essays in Comparative History*, London, Boston and Sydney, 1985.

Diaz, Furio, *Il Granducato di Toscana: I Medici*, Torino, 1987.

ケドゥッリー、マリー編、関・立石・宮前監『メッセインシニタヤ人』平凡社、一九九五年。

Lane, Frederic Chapin, *Venice-A Maritime Republic*, Baltimore and London, 1973.

Matteoni, Darío, *Livorno*, Roma-Bari, 1985.

Molho, Anthony, A Note on Jewish Moneylenders in Tuscany in the Late Trecento and Early Quattrocento, in, Molho and Tedeschi, ed., *Renaissance Studies in Honor of Hans Baron*, Dekalb-Illinois, 1971.

Nuddi, Giacinto, *Storia urbanistica di Livorno*. Dalle origini al secolo XVI, Venezia, 1959.

Paci, Renzo, La "Scala" di Spalato e il commercio veneziano nei Balcani fra Cinque e Seicento, Venezia, 1971.

Pullan, Brian, Rich and Poor in Renaissance Venice-The Institutions of a Catholic State, to 1620, Oxford, 1971.

Ravid, Benjamin, *The Socioeconomic Background of the Expulsion and Readmission of the Venetian Jews, 1571-1573*, in, Malino, F. and Albert, Ph. C., ed., *Essays in Modern Jewish History-A Tribute to Ben Halpern*, London and Toronto, 1982.

Ravid, Benjamin, A Tale of Three Cities and their Reason d'Etat, in, Ginio, Alisa Meyuhass, ed., *Jews, Christians and Muslims in the Mediterranean World after 1492*, London, 1992.

斉藤寛海「アンコーナセミナー」『イタリア学会誌』第三十五号、一九八六年。

斉藤寛海「Una altra edizione de "La Livornina", in, *Mediterranean Studies Group-Hitotsubashi University, Mediterranean World*, XIV (1996).

斉藤寛海「リゾナルノ憲章(一五九三年六月一〇日の特許状)」『信州大学教育学部紀要』第八七号、一九九六年。
Segre, Renata, *Sephardic Settlements in Sixteenth-Century Italy: A Historical and Geographical Survey*, in, Ginio, Alisa Meyuhass, ed., *Jews, Christians and Muslims in the Mediterranean World after 1492*, London, 1992.

Toaff, Renzo, *La nazione ebrea a Livorno e a Pisa (1591-1700)*, Firenze, 1990.

(一) イスリアのユダヤ人については次を参照。ケドゥッリー

- 編、所収諸論文(特に第4、6章)。
- (2) センツルキエムスの移住先については次を参照。 Ben-Sasson, pp. 628-645.
- (3) イタリア内部の移動については次を参照。 Segre, pp. 112 ff.
- (4) Giunta, F., Una "Inquisitor" dei re cattolici sulla cacciata degli Ebrei dalla Sicilia, in, AA. VV., Studi di storia economica toscana nel Medioevo e nel Rinascimento, Pisa, 1987, p. 174.
- (5) イタリア諸國の誘致策については次を参照。 Baron, pp. 72 ff.; Ravid, Three Cities, pp. 138 ff.; Segre, pp. 120 ff.
- (6) Segre, pp. 113 ff.
- (7) Cassandro, Livorno, pp. 39 f.
- (8) ノローナとラツナーチについては次を参照。 斎藤、ノローナとラツナーチ。 Ravid, Three Cities, pp. 140 ff.
- (9) vedi, Paci, p. 125.
- (10) サキネツィアのユダヤ人については次を参照。 Pullan, Part III; Lane, pp. 299-304; Ravid, Three Cities, pp. 140 ff.; Ravid, Socioeconomic Background, pp. 27-51.
- (11) Ravid, Three Cities, pp. 140 f.
- (12) Pullan, pp. 548 f.; Ravid, Socioeconomic Background, pp. 48 ff.
- (13) Pullan, p. 570.
- (14) Pullan, p. 570.
- (15) Pullan, pp. 571; Ravid, Three Cities, p. 155.
- (16) キンミートとロダリーヤスについては次を参照。 Paci, pp. 49 ff.; Ravid, Three Cities, pp. 148 ff.; Segre, pp. 134 ff.
- (17) Ravid, Three Cities, p. 149.
- (18) Ravid, Three Cities, p. 153-155.
- (19) Ravid, Three Cities, p. 160.
- (20) Paci, pp. 58 ff.
- (21) Paci, p. 62.
- (22) 斎藤、ノローナとラツナーチ、一二四頁、参照。
- (23) Cf. Pullan, p. 572; Cf. Ravid, Three Cities, p. 159; Paci, pp. 121-124.
- (24) Cf. Pullan, p. 571.
- (25) Pullan, p. 572.
- (26) Cassandro, Siena, cfr., pp. 30, 47, 57, 63, 75.
- (27) Molho, pp. 105 ff.
- (28) Cassandro, Siena, p. 20.
- (29) idem, pp. 10, 12, 74.
- (30) Molho, p. 109.
- (31) リツキエムスの発展については主として次を参照。 Nudi, pp. 11-60; Matteoni, pp. 1-71.
- (32) 三浦哲郎『少年讀歌』文芸春秋、一九八二年、一九〇—一九五頁。原史料にあたる余裕はなかった。
- (33) Toaff, p. 119; 斎藤、Una altra edizione, p. 138.

- (25) vedi, *Cassandro, Livorno*, pp. 1-17; Diaz, pp. 395-398.
(26) Toaff, pp. 42 ff.; Segre, 127-128.
(27) 憲章の条文については次を参照。齊藤 'Una altra edizione': 齊藤 'リヴォルノ憲章'。
(28) *Cassandro, Livorno*, pp. 26, 58-68. 以下、リヴォルノの経済に関する同書を参照。
(29) Toaff, pp. 119sg.; 齊藤 'Una altra edizione', P. 139.
(30) Braudel, Fernand et Romano, Ruggiero, *Navires et Marchandises à l'entrée du Port de Livourne (1547-1611)*, Paris, 1951, p. 45.

- (40) *Cassandro, Livorno*, pp. 34, 39 ff.
(41) Toaff, pp. 555-568; cfr. *Cassandro, Livorno*, p. 33.
(42) *Cassandro, Livorno*, pp. 124, 127 f.
(43) Davidson, pp. 157-171.
(44) Cf. Ravid, *Three Cities*, p. 162

本稿は、平成六・七年度文部省科学研究費補助金・国際学術調査「地中海世界沿岸都市におけるマイノリティー集団のネットワーク」(研究代表者、竹内啓一、課題番号〇六〇四一〇四〇)による研究成果の一部である。

(信州大学教授)